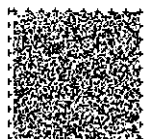


障がい者のしおり

平成 21 年 8 月 1 日現在

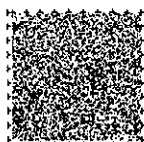
福祉保健部福祉サービス支援室

狛 江 市



～ 目 次 ～

1	相談窓口	1
2	手帳・手当・年金	5
3	医療費の給付・助成を受けられます	8
4	日常生活を支援します	10
5	交通・自動車などの利用には	13
6	公共料金などの軽減を受けられます	16
7	税の軽減を受けられます	18
8	訓練や教育を受けるには	19
9	仕事を得るには	20
10	文化・レクリエーション・社会活動に参加	22
11	緊急時の対応	24
12	市内の施設案内	25
	〈障害に関するシンボルマーク〉	27
	〈民生・児童委員，民生・児童委員協力員一覧表〉	31
	〈身体障がい者・知的障がい者相談員名簿〉	32



1 相談窓口

① 狛江市福祉保健部（福祉総合相談）

福祉の総合的な相談窓口です。健康支援課・児童関係の業務を除き、障害を始め、生活保護、介護、高齢に関する各種福祉制度の受付・ご相談を行います。必要に応じて、他部課で取り扱っている各種制度・各種相談窓口のご案内やご紹介をいたします。

【お問い合わせ】 狛江市役所 TEL 03-3430-1111

② 狛江市社会福祉協議会

地域の住民が主体となり、地域福祉を推進することを目的とする民間の福祉団体です。

福祉サービスの提供や各種相談事業、社会福祉機関・団体などの行う福祉活動の連絡調整及び助成、社会福祉関連事業の調査・研究、ボランティア活動の推進、各種援護資金・生活福祉資金の貸付などを行っています。

【お問い合わせ】 狛江市社会福祉協議会 TEL 03-3488-0294

③ 心身障害者福祉センター

身体障害者手帳・愛の手帳の交付、障害・補装具の判定などの肢体不自由者更生施設の運営などを行っています。福祉サービス支援室を通して、日時を予約してください。

【お問い合わせ】

東京都心身障害者福祉センター TEL 03-3203-6141

東京都心身障害者福祉センター多摩支所 TEL 042-573-3311

④ 総合精神保健福祉センター

対人関係やこころの病気及びお酒・薬物・思春期青年期（ひきこもり・不登校）・高齢者問題などの精神保健福祉にかかる様々な相談に応じています。

【お問い合わせ】

都立多摩総合精神保健福祉センター TEL 042-371-5560

⑤ 自閉症・発達障害者支援センター

自閉症等の特有な発達障がいをもつ方と、その家族に対する支援を総合的にを行います。

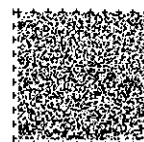
【お問い合わせ】

自閉症・発達障害者支援センター TEL 03-3426-2318

⑥ 保健所

精神保健福祉、難病対策、その他一般の保健指導、健康相談など、地域の皆さんが健康で快適な生活が送れるように、こころとからだについての相談に応じています。

【お問い合わせ】 都立多摩府中保健所 TEL 042-362-2334



⑦ 民生委員・児童委員

日常生活の中で、個人や家族の力だけでは解決できない困った問題、心配事、悩み事が起きたときに、地域を担当する民生委員・児童委員が相談に応じ、福祉サービスや関係機関へとつなげるパイプ役を果たすなど、幅広く福祉活動を行っています。

【相談】後記一覧表(P31)を参照し、お住まいの地区を担当する民生・児童委員へ直接ご連絡ください。

⑧ 民生委員・児童委員協力員

⑦の民生委員や児童委員に準じる方で、民生委員・児童委員の活動をお手伝いする方です。協力員の方々は担当の地区を持ちませんので、相談等をご希望の際は、福祉サービス支援室までお問い合わせください。

【お問い合わせ】 福祉サービス支援室 TEL 03-3430-1111

⑨ 身体障がい者相談員

身体障がい者の地域活動の推進、更生援護に関する相談、指導などを、民間の協力者が行います。

【相談】後記一覧表(P32)を参照し、相談員へ直接ご連絡ください。

⑩ 知的障がい者相談員

知的障がい者の家庭における養育、生活などに関する相談、指導、助言あるいは施設入所、就学、就職などに関し、関係機関への連絡等を、民間の協力者が行います。

【相談】後記一覧表(P32)を参照し、相談員へ直接ご連絡ください。

⑪ 聴覚障害者相談〔障害者自立支援法対象（地域生活支援事業）〕

聴覚障がい者の各種相談に応じます。聴覚障がい者の各種相談に対応するために、市役所に手話通訳士を配置しています。

【相談時間】 毎月第2水曜日 午前9時～正午

⑫ 精神保健福祉相談

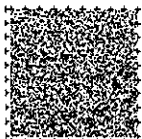
本人、家族及び関係機関を対象に、精神的不安や悩み、思春期の不登校、お酒、薬物、認知症などに関する相談を行っています。

相談は無料ですが、予約が必要です。

【相談・予約】 都立多摩府中保健所
福祉サービス支援室

TEL 042-362-2334

TEL 03-3430-1111



⑬ 難病相談

難病で治療されている方やご家族の方に保健師による相談を行っています。

【相談】 都立多摩府中保健所 TEL 042-362-2334

※毎月第1月曜日（午前9時～11時）に市役所内でも、ご相談を受付けています。

⑭ 知的障がい者青年期相談「明るい相談室」

青年期を迎えた知的障がい者の就労、就学、日常生活、対人関係、異性問題などについて相談に応じ、必要な助言や指導を行っています。相談日時を予約してください。火・水・木・金曜日の午前10時～午後5時に相談を行っています。また、他の曜日にも必要に応じて相談を行います。

【相談】 東京都知的障害者育成会事務局

新宿区西新宿8-3-39 STSビル3階

TEL 03-5389-2600 FAX 03-5389-4090

⑮ 盲・ろう・発達遅滞・肢体不自由の子どもの就学相談

心身に障がいのある児童・生徒の教育のために、第一、第三、緑野、和泉小学校と第一、第二中学校に特別支援学級が設置されています。さらに、都立では、盲・ろう特別支援学校があり、それぞれに応じた教育をしています。父母の収入の程度に応じて教育費補助があり、また寄宿舎を持った特別支援学校もあります。

【相談・申請先】

狛江市教育委員会学校教育課 TEL 03-3430-1111

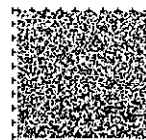
東京都教育庁学務部義務教育心身障害教育課「東京都就学相談室」

渋谷区笹塚1-26-9 TEL 03-5454-3651 FAX 03-5454-3653

⑯ 障がい児療育相談

障がい児の療育などの相談を行います。在宅の重症心身障がい児への訪問看護や訪問診療などの事業も行っています。

【相談】 都立多摩府中保健所 TEL 042-362-2334



⑰ 子どもの精神保健相談室

幼児から18歳までの子どものこころの問題に関する相談に応じています。

子どもの発達や精神的問題、親の悩みなどについて、精神科医、臨床心理士、ソーシャルワーカー等の専門の相談員が相談にあたります。電話で予約してください。

【相談時間】 土・日・祝日・年末年始を除く月～金曜日

午前9時30分～11時30分、午後1時～4時30分

【相談】 都立梅ヶ丘病院 世田谷区松原6-37-10

TEL 03-3323-7621（相談直通）

⑱ 児童相談センター

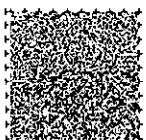
各児童相談所のセンター機能として電話相談を行っています。

児童の養育・しつけ・障害などの相談や緊急の相談に対し、専任職員が電話相談に応じています。直接電話してください。

【相談時間】 月曜～金曜 午前9時～午後8時30分

土・日・祝日 午前9時～午後5時(年末年始は除きます)

【相談】 都立児童相談センター電話相談室 TEL 03-3202-4152(電話相談専用)



2 手帳・手当・年金

① 身体障害者手帳

身体障がい者（児）が各種の支援を受けるために必要な手帳として交付されます。障害の程度により1～7級に分かれています。ただし、肢体不自由の7級の障害のみでは、手帳の交付はありません。

申請される際には、指定医の診断書（診断書の様式は市役所にてご用意しているものに限ります。）などの必要書類を添付して、市役所窓口へ申請してください。

15歳未満の場合は保護者が代わりに申請できます。

【申請先】 福祉サービス支援室 TEL 03-3430-1111

② 愛の手帳

知的障がい者（児）が各種の支援を受けるために必要な手帳として交付されます。下記に相談日を予約してください。保護者が代わって申請できます。

【申請先】 18歳未満の場合→世田谷児童相談所

18歳以上の場合→東京都心身障害者福祉センター

都立世田谷児童相談所 TEL 03-5477-6301

東京都心身障害者福祉センター TEL 03-3203-6141

東京都心身障害者福祉センター多摩支所 TEL 042-573-3311

福祉サービス支援室 TEL 03-3430-1111

③ 精神障害者保健福祉手帳

精神疾患を有する人のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方が、各種の支援を受けるために必要な手帳として交付されます。

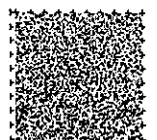
【申請先】 福祉サービス支援室 TEL 03-3430-1111

④ 心身障害者福祉手当（都制度）

20歳以上で、身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、脳性麻痺及び進行性筋萎縮症のいずれかに該当する方に手当を支給します。

ただし、本人の前年の所得が限度額を超えるとき、施設に入所しているとき、及び65歳以上の身体障害者手帳・愛の手帳新規取得者は支給されません。

【申請先】 福祉サービス支援室 TEL 03-3430-1111



⑤ 心身障害者福祉手当（市制度）

20歳未満で、身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～4度の方及び20歳以上の方で、身体障害者手帳3・4級、愛の手帳4度のいずれかに該当する方に手当を支給します。（都制度との併給はできません。）

本人に義務教育修了前の兄弟姉妹がいる場合には、加算されます。

ただし、本人又は扶養義務者の前年の所得が限度額を超えるとき、施設に入所しているとき、及び65歳以上の身体障害者手帳・愛の手帳新規取得者は支給されません。

【申請先】 福祉サービス支援室 TEL 03-3430-1111

⑥ 東京都重度心身障害者手当（都制度）

重度の障がいがあるが常時複雑な介護を必要とする方（65歳以上の新規申請を除く。）に、手当を支給します。東京都の判定が必要です。

ただし、施設に入所しているとき、病院又は診療所に継続して3ヶ月を超えて入院しているとき、本人（本人が20歳未満の場合は扶養義務者）の所得が限度額を超えるときは支給されません。

【申請先】 福祉サービス支援室 03-3430-1111

⑦ 特別障害者手当（国制度）

著しく重度の障がいを有し、日常生活で常時特別の介護を必要とする方に手当を支給します。判定が必要となります。

ただし、施設に入所しているとき、病院又は診療所に継続して3ヶ月を超えて入院しているとき、本人又は本人の配偶者・扶養義務者の所得が限度額を超えるときは、支給されません。

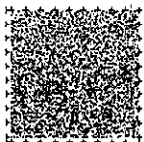
【申請先】 福祉サービス支援室 TEL 03-3430-1111

⑧ 障害児福祉手当（国制度）

重度の障がいを有し、日常生活で常時介護を必要とする20歳未満の児童に支給します。判定が必要となります。

ただし、施設に入所しているとき、本人又は本人の配偶者・扶養義務者の所得が限度額を超えるときは支給されません。

【申請先】 福祉サービス支援室 TEL 03-3430-1111



⑨ 特別児童扶養手当（国制度）

次のいずれかに該当する20歳未満の児童を監護している父母又は養育者に手当を支給します。

ア 身体障害者手帳1～3級程度の方

イ 愛の手帳1～3度程度の方

ウ 日常生活に著しい制限を受ける疾病、精神障がいがあり、病状がア・イと同程度の方。

【申請先】 子育て支援課 TEL 03-3430-1111

⑩ 児童育成手当（障害手当・都制度）

次のいずれかに該当する20歳未満の児童を扶養している方に手当を支給します。

ア 愛の手帳1～3度程度の知的障がい児

イ 身体障害者手帳1級・2級程度の身体障がい児

ウ 脳性麻痺又は進行性筋萎縮症

ただし、児童が児童福祉施設等に入所しているとき、保護者の前年の所得が限度額を超えるときは、支給されません。

【申請先】 子育て支援課 TEL 03-3430-1111

⑪ 難病者福祉手当（市制度）

難病者又は難病者を保護している方に手当を支給します。

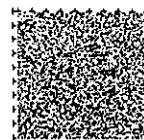
難病者福祉手当受給資格認定申請書に医師の診断書、あるいは都医療券又は身体障害者手帳のコピーを添付して申請してください。

【申請先】 福祉サービス支援室 TEL 03-3430-1111

⑫ 国民年金障害基礎年金

国民年金加入中に初診日のある病気やけがで、障がい者となった方、又は、20歳になる前に初診日のある病気やけがが原因で、障がい者となった場合は、障害の程度や一定の基準により20歳から年金を受けられます。

【申請先】 健康支援課 TEL 03-3430-1111



3 医療費の給付・助成を受けられます

① 心身障害者（児）医療費助成（㊦）

身体障害者手帳1級・2級（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・ヒト免疫不全による免疫機能の内部障害は3級も含む。）または、愛の手帳1度・2度の方で、健康保険に加入している方に心身障がい者（児）の医療費を助成します。

健康保険証と受給者証を提出していただくことにより、一部負担金の支払いのみで医療を受けることができます。ただし、所得制限、年齢制限があります。

【申請先】 福祉サービス支援室 TEL 03-3430-1111

② 自立支援医療〔障害者自立支援法対象（自立支援給付）〕

以下の（ア）～（ウ）の医療を指定医療機関で受診した場合に、医療費の90%が公費により、負担されます。

世帯の市民税の額によって、ひと月の自己負担上限があります。また、所得制限があります。

（ア）身体障がい者の職業能力を増進、あるいは日常生活の便宜を増すために、障害の程度を軽くしたり、取り除くための医療

（イ）精神障がい者の通院にかかる医療

（ウ）身体障がい児に対して、早い時期に治療を受けさせ、将来の生活に必要な能力を持たせるための医療

※精神障がい者の通院にかかる医療費については、市民税非課税世帯の方について自己負担額分を助成する制度を実施しています。

【申請先】 福祉サービス支援室 TEL 03-3430-1111

③ 小児精神障害者医療費助成

満18歳未満の方が精神疾患のために精神科病棟に入院する場合の各種保険の医療費が助成されます。入院時食事標準負担額の自己負担があります。

【申請先】 福祉サービス支援室 TEL 03-3430-1111

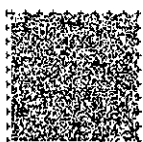
④ 養育医療の給付

未熟児で、医師が入院養育の必要を認めた方に医療の給付を行います。

給付が決定されると、医療券が交付され、指定医療機関の窓口で医療券と保険証を提示することにより、医療保険の自己負担分の範囲内で医療の給付を受けることができます。

世帯の所得税額の合計により自己負担があります。

【申請先】 福祉サービス支援室 TEL 03-3430-1111



⑤ 小児慢性疾患の医療費助成

慢性疾患にかかった児童の医療費を助成します。

特定の小児慢性疾患について、その治療にかかった費用（保険適用分）の患者負担額を、認定された病名・期間に限り、公費で負担します。生計中心者の所得により自己負担があります。

【申請先】 福祉サービス支援室 TEL 03-3430-1111

⑥ 難病医療費助成

特定の難病で療養している方の、健康保険や国民健康保険等の自己負担額を助成します。生計中心者の所得により自己負担があります。

【申請先】 福祉サービス支援室 TEL 03-3430-1111

⑦ 大気汚染医療費助成

都内に引き続き1年以上(3歳未満は6ヶ月以上)住んでいる18歳未満の方で、大気汚染関連疾病にかかっている方の医療費を助成します。

医療券に記載された疾病の治療に要した医療費のうち、健康保険を適用した後の医療費について助成します。

気管支ぜん息については、平成20年8月から18歳以上の方も対象となりました。

【申請先】 福祉サービス支援室 TEL 03-3430-1111

⑧ 原子爆弾被爆者の医療等

被爆者健康手帳の交付を受けている方は、健康診断や医療費の助成及び手当等を受けられる場合があります。

【相談・申請先】

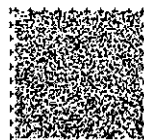
東京都福祉保健局保健政策部疾病対策課被爆者援護係 TEL 03-5320-4473
福祉サービス支援室 TEL 03-3430-1111

⑨ 自立支援医療（育成医療）の支給

身体に障がいのある児童が、指定自立支援医療機関において、早い時期に治療を始め、将来生活していくために必要な能力を得るために必要な手術等の医療費を支給します。

一部自己負担があります。

【申請先】 福祉サービス支援室 TEL 03-3430-1111



4 日常生活を支援します

① 補装具費の支給（交付・修理）〔障害者自立支援法対象（自立支援給付）〕

身体障がい者（児）の日常生活や就業生活等を容易にするため、身体機能を助ける補装具の交付と修理に必要な費用の一部を支給します。ただし、所得制限があります。

また、補装具の種類により東京都心身障害者福祉センターの判定が必要です。

自己負担は原則1割ですが、所得状況に応じた月額の上限額が設けられています。

【申請先】 福祉サービス支援室 TEL 03-3430-1111

② 日常生活用具費の支給〔障害者自立支援法対象（地域生活支援事業）〕

重度の障がい者（児）に対し、その日常生活を容易にするために、日常生活用具の費用の一部を支給します。ただし、所得制限があります。

【申請先】 福祉サービス支援室 TEL 03-3430-1111

③ 家族介護用品の支給

重度の心身障がい者（児）の介護者等に対して、おむつ代及びおむつ以外の介護用品に係る費用の一部を支給します。

ただし、施設入所等の適用除外があります。

【申請先】 福祉サービス支援室 TEL 03-3430-1111

④ 酸素購入費助成

詰め替え用の酸素の購入費の助成をします。

日常生活用具費支給事業の酸素吸入装置に係る費用の一部を支給されている方に、酸素の購入費の一部を助成します。ただし、所得制限があります。

【申請先】 福祉サービス支援室 TEL 03-3430-1111

⑤ 車いす貸出

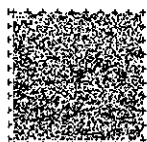
歩行困難な方に対して、車椅子の貸出しを行います。期間は2週間以内となります。

【申請先】 福祉サービス支援室 TEL 03-3430-1111

⑥ 補助犬の給付

身体障がい者の方に盲導犬、介助犬、聴導犬を給付します。補助犬の育成・訓練を団体に委託し、都が決定した方に無料で盲導犬、介助犬、聴導犬を給付します。ただし、飼育料は本人負担です。

【申請先】 福祉サービス支援室 03-3430-1111



⑦ 居宅介護（ホームヘルプサービス）〔障害者自立支援法対象（自立支援給付）〕

居宅介護従業者（ホームヘルパー）により日常的な介護や家事などのサービスを提供します。障害の状況及び世帯状況などを勘案し、支援内容ごとに月単位で必要な時間数を決定します。利用者が、指定事業者・基準該当事業者と契約します。

【申請先】 福祉サービス支援室 TEL 03-3430-1111

⑧ 短期入所事業（ショートステイ）〔障害者自立支援法対象（自立支援給付）〕

介護を行う方の病気その他の理由により、居宅において介護を受けることができない障がい者（児）を一時的に保護します。利用者が、指定事業者・基準該当事業者と契約します。

【申請先】 福祉サービス支援室 TEL 03-3430-1111

⑨ 東京都重度脳性麻痺者介護（家族介護）

重度の脳性麻痺者を介護し、生活圏の拡大を図るための援助を行います。

介護人は、屋外への手引き、同行その他必要な用務を行います。

介護人は家族とし、毎月介護券を交付し、それに基づき手当を支給します。

【申請先】 福祉サービス支援室 TEL 03-3430-1111

⑩ 訪問入浴サービス〔障害者自立支援法対象（地域生活支援事業）〕

自宅での入浴が困難な障がい者等に、訪問入浴を行います。

申請書に、医師の意見書、入浴に関する同意書を添付して、申請してください。

【申請先】 福祉サービス支援室 TEL 03-3430-1111

⑪ 移動支援費支給事業〔障害者自立支援法対象（地域生活支援事業）〕

外出が困難な障がい者（児）の移動を支援します。

介護者の状況等を勘案し、月単位で必要な時間数を決定します。利用者が、市に登録している事業者と契約します。

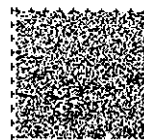
【申請先】 福祉サービス支援室 TEL 03-3430-1111

⑫ 日中一時支援費支給事業〔障害者自立支援法対象（地域生活支援事業）〕

障がい者の日中活動の場の確保や一時的な見守りをするにより、障がい者の社会適応の促進及び介護者の負担軽減を図ります。

介護者の状況等を勘案し、月単位で必要な日数を決定します。利用者が、市に登録している事業者と契約します。

【申請先】 福祉サービス支援室 TEL 03-3430-1111



⑬ コミュニケーション支援事業〔障害者自立支援法対象（地域生活支援事業）〕

聴覚・音声・言語による障害者手帳をお持ちの方に対して、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。利用料はかかりません。

【申請先】

- 日常的な社会参加などの場合…狛江市社会福祉協議会
TEL 03-3488-0294 FAX 03-3430-9779
Eメール jumin-s@komae-shakyo.or.jp
- 法律行為や高度な医療行為など専門的な場合…東京手話通訳等派遣センター
TEL 03-3352-3335 FAX 03-3354-6868
Eメール 手話通訳：haken@tokyo-shuwacenter.or.jp
要約筆記：youyaku@tokyo-shuwacenter.or.jp
- 身体障害者手帳を所持している方を主たる構成員とする団体が実施する事業で、対象者の参加が予定される場合…福祉サービス支援室
TEL 03-3430-1111 FAX 03-3480-1133

⑭ ポイント方式による都営住宅

心身障がい者の方、車椅子を使用している世帯等の方で、東京都内に引き続き3年以上住んでおり、土地や建物を所有していない住宅に困っている方に限った都営住宅の募集を行っています。

8月上旬と2月上旬の年2回募集を行い、住宅に困っている度合いの高い順から入居者を決定します。

募集時期に広報「東京都」または広報「こまえ」のほか、東京都住宅供給公社ホームページやテレホンサービスでもお知らせします。

【お問い合わせ】 東京都住宅供給公社 TEL 03-3498-8894（代表）

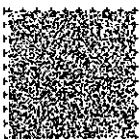
【ホームページアドレス】 <http://www.to-kousya.or.jp/>

⑮ 住宅設備改善費の給付

重度の身体障がい者(児)に対し、日常生活の利便性を向上させるために、バリアフリー工事等に係る費用の一部を負担します。

ただし、障害等級に応じた上限額及び所得状況に応じた自己負担があります。

【お問い合わせ】 介護支援課高齢支援係 TEL 03-3430-1111



5 交通・自動車などの利用には

① 都営交通無料乗車券

都内に居住する心身障がい者等の方に対し、都電、都バス、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナーの無料乗車券を発行します。

【申請先】 福祉サービス支援室 TEL 03-3430-1111

② 鉄道運賃の割引

身体障害者手帳または愛の手帳の交付を受けている方は、鉄道運賃が割引となります。発売窓口到手帳を提示し、行き先、乗車券類等を口頭またはメモの提示により、申し込んでください。

【お問い合わせ】 鉄道各駅

③ 航空運賃の割引

満12歳以上の第1種心身障害者（児）が介護者と共に、または単独で旅行する場合、当該心身障がい者（児）及び介護者1名の航空運賃が割引になります。

満12歳以上の第2種心身障害者（児）は本人のみ航空運賃が割引になります。手帳を航空券販売窓口提示してください。

【お問い合わせ】 各航空会社営業所

④ 民営バスの割引

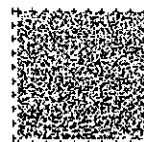
障がい者本人が5割引、割引証を提示すれば障がい者とその介護者（1名）が5割引で乗車できます。ただし、割引証交付対象者は、愛の手帳所持者、第1種身体障害者手帳所持者又は介護が必要と認められる方に限られます。

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、手帳の提示により本人のみ5割引となります。

障がい者とその介護人（1名）について、通勤通学定期券は3割の割引が受けられます。（精神障がいをお持ちの方は除く。）

【申請・交付先】

- 身体障害者手帳をお持ちの方
福祉サービス支援室 TEL 03-3430-1111
- 愛の手帳をお持ちの方（18歳以上）
東京都心身障害者福祉センター TEL 03-3203-6141
- 愛の手帳をお持ちの方（6歳以上18歳未満）
世田谷児童相談所 TEL 03-5477-6301
- 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
東京都福祉保健局精神保健・医療課 TEL 03-5320-4530(直通)



⑤ 有料道路通行料の割引

有料道路通行料が割引になります。原則として、一般料金の5割引となります。

ア. 身体障害者手帳所持者で自ら運転する場合

イ. 第1種身体障害者・第1種知的障害者が移動するため介護者が運転する場合

申請時には、手帳、運転免許証（本人が運転する場合）、車検証をお持ちください。ETCを利用する場合は、ETCカード（原則、障がい者本人名義のもの）、ETC車載器セットアップ申込書・証明書も必要です。

但し、平成21年3月28日から平成23年3月31日まで実施されている土日、祝日の高速料金が1,000円になるときには、割引とはなりません。

【申請先】 福祉サービス支援室 TEL 03-3430-1111

⑥ 駐車禁止の対象除外

都内に居住している方で、身体障がい者の方等が現に使用中の自動車は、駐車禁止規制の一部が除外となります。ただし、障害の程度や種別により制限があります。

申請時には、自動車検査証、住民票、運転する方の免許証及び申請する方の印鑑、身体障害者手帳、愛の手帳、戦傷病者手帳又は、精神障害者保健福祉手帳が印鑑が必要です。

【お問い合わせ】 警視庁交通部駐車対策課 TEL 03-3581-4321
調布警察署 TEL 042-488-0110

⑦ 身体障がい者用自動車改造費助成〔障害者自立支援法対象（地域生活支援事業）〕

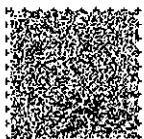
重度身体障がい者が就労に伴い自動車を取得し、改造する場合、その自動車の改造費を助成します。操向装置・駆動装置の改造に要するもので133,900円を限度に助成します。ただし、障害の種別及び所得により制限があります。

【申請先】 福祉サービス支援室 TEL 03-3430-1111

⑧ 自動車運転教習費用の助成〔障害者自立支援法対象（地域生活支援事業）〕

身体障がい者が自動車運転免許を取得する場合に、その取得に要する費用の一部を助成します。運転免許証の取得後、取得に要した費用の支出を証する書類を添えて申請書を提出してください。運転免許証の提示が必要です。ただし、障害の種別及び所得により制限があります。

【申請先】 福祉サービス支援室 TEL 03-3430-1111



⑨ ハンディキャブの運行

ハンディキャブは車いすごと乗れる車両で、身体に障がい等を持つ方々の移動を支援するために、特別車両を用意して移送サービスを提供する会員組織の市民ボランティア団体により運行します。ご利用には会員登録が必要です。

予約は、利用希望日の1ヶ月前から受付しておりますので、電話またはFAXでお申し込みください。

【予約・お問い合わせ】

特定非営利活動法人ハンディキャブこまえ

狛江市中和泉3丁目36番22号 アビタシオンⅠ 103号

TEL・FAX 03-3480-5433

⑩ 民間タクシーの割引

身体障害者手帳・愛の手帳をお持ちの方すべてが、障がいの程度に関係なく料金の10%が割引となります。

タクシーの乗車時に身体障害者手帳または愛の手帳を提示してください。但し、実施は東京・札幌・仙台・横浜・名古屋・京都・大阪・神戸となっています。

※ ⑪の福祉タクシー券で割引後の料金を支払うことができます。

【お問い合わせ】 各タクシー会社

⑪ 福祉タクシー券補助

電車、バス等通常の交通機関を利用することが困難な心身障がい者（児）が、タクシーを利用する場合に、その料金の一部を助成します。対象は、上肢又は聴覚による障害を除く身体障害者手帳1・2級及び愛の手帳1・2度の方です。所得制限があります。但し、身体障がい者ガソリン費助成との併給は出来ません。

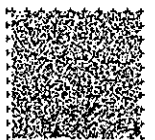
【申請先】 福祉サービス支援室 TEL 03-3430-1111

⑫ 身体障がい者ガソリン費助成

市内に引き続き3ヶ月以上住所を有し、身体障害者手帳1～3級までの方が、日常生活のために自動車（原動機付自転車を含む。）を運行する場合に、そのガソリン代の一部を助成します。但し、福祉タクシー券補助との併給は出来ません。

請求にあたっては、日付、名前、数量を確認できる領収書等が必要となりますので、必ず添付してください。（レシートでも前記内容が記載されていれば構いません。）

【申請先】 福祉サービス支援室 TEL 03-3430-1111



6 公共料金などの軽減が受けられます

① NHKテレビ受信料の減免

平成20年10月1日からテレビ受信料の減免の基準が以下のように変更されました。

○ 全額免除の対象の方

1. 生活保護受給者世帯の場合
2. 身体・知的・精神障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ世帯構成員全員が市民税非課税世帯の場合
3. 社会福祉事業施設に入所されている世帯の場合

○ 半額免除の対象の方

1. 視覚・聴覚障がいの身体障害者手帳をお持ちの方で、世帯主かつ受信契約者の場合
2. 重度の身体〔手帳1・2級〕，知的〔手帳1・2度〕，精神〔手帳1級〕障がい者の方，重度の戦傷病者〔特別項症～第1款症〕の方が，世帯主かつ受信契約者の場合

【お問い合わせ】 NHK視聴者コールセンター TEL 0570-077-077

【申請先】 福祉サービス支援室 TEL 03-3430-1111

② 郵便料金の減免

身体障がい者又は知的障がい者の程度が重い方と一定の図書館との間で発受される郵便物の一部は郵便料金が割引されます。

【お問い合わせ】 日本郵便 狛江支店 TEL 03-3488-4243

③ 郵便葉書（青い鳥郵便葉書）の無料配布

身体障害者手帳 1，2級の方及び愛の手帳 1，2度の方に年1回，4～6月に，通常郵便葉書（くぼみ入り，「無地」又は「インクジェット紙」）20枚を無料で配布します。

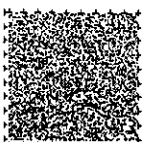
【お問い合わせ】 日本郵便 狛江支店 TEL 03-3488-4243

④ 電話番号の無料案内（ふれあい案内）

電話帳利用が困難な視覚・上肢等に障がいのある方，知的障がい者及び精神障がい者に対して，無料で電話番号の案内をします。

NTT 各支店，営業所にある所定の紙でお申し込みください。

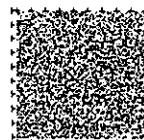
【お問い合わせ】 NTT 各支店又は営業所 TEL 0120-104-174



⑤ 携帯電話基本使用料等の割引

身体障害者手帳，愛の手帳，精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方のコミュニケーション手段として，携帯電話・PHS等の利用ニーズが増加していること等を受け，携帯電話等の障がい者割引サービスが各社で実施されています。

【お問い合わせ】 各種携帯電話・PHS 会社お客様センター



7 税の軽減が受けられます

① 市民税の障がい者控除・非課税

納税者が障がい者、または扶養家族に障がい者がいる場合、申告をすれば市民税・都民税額が軽減されます。

【申請先】課税課 TEL 03-3430-1111

② 所得税・相続税等の減免

障がい者に対し、申告により所得税・相続税等を軽減する制度があります。

【申請先】武蔵府中税務署 TEL 042-362-4711

③ 個人事業税の減免

納税者が障がい者、または扶養家族に障がい者がいる方で、要件を満たす場合（合計所得金額が基準以下）は、納期限までの申請（必要書類添付）により、個人事業税が減免（一定額）されます。

【申請先】立川都税事務所 立川市錦町 4-6-3 TEL 042-523-3171

④ 自動車税・自動車取得税の減免

障がい者または障がい者と生計を一にする人が自動車を所有し、主に障がい者のために使用する場合、1台に限り申請により、減免されます。

自動車の構造を身体障がい者用に改造したものも、申請により減免されます。

【申請先】

減免申請全般について

都税総合事務センター 0570-064-171 (PHS・IP 電話の時は、03-5985-7814)

自動車を所有しているとき→都税事務所

立川都税事務所 立川市錦町 4-6-3 TEL 042-523-3171

府中都税事務所 府中市宮西町 1-26-1 TEL 042-364-2288

自動車を取得したとき→自動車税事務所

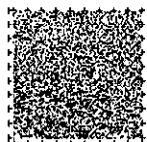
多摩自動車税事務所 国立市北 3-30 TEL 042-522-8271

⑤ 軽自動車税の減免

障がい者または障がい者と生計を一にする方が軽自動車を所有し、主に障がい者のために使用する場合、もしくは、単身で生活する身体障がい者等が所有し、当該障がい者のために常時介護者が運転する場合、1台に限り申請により減免されます。

軽自動車の構造を身体障がい者用に改造したものも申請により減免されます。

【申請先】課税課 TEL 03-3430-1111



8 訓練や教育を受けるには

① 心身障がい者（児）通所訓練事業

重度の知的障がい者や、重度の身体障がい者の方に、通所による訓練を実施します。

【お問い合わせ】 狛江市社会福祉協議会 TEL 03-3488-0294

② 障がい児統合保育

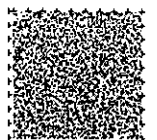
心身に障がいのある幼児を健常児との統合保育のなかで適切な保育を行い、障がい児の望ましい発育を促進することを目的としています。

【申請先】 子育て支援課 TEL 03-3430-1111

③ 私立心身障害児通所訓練施設通所児保護者に対する補助金

私立心身障害児通所訓練施設で訓練を受けている児童の保護者に、その保育料の一部を補助します。

【申請先】 福祉サービス支援室 TEL 03-3430-1111



9 仕事を得るには

① あんま・はり・きゅう師資格養成等事業

15歳以上の身体障害者手帳を持つ義務教育終了後の視覚障がい者を対象に、ヘレン・ケラー学院に委託し、あんま・はり・きゅう師の資格取得のための養成、また、点字講習を行っています。授業料は無料（教材費は自己負担）です。資格養成は中卒課程5年です。点字講習は対象者と他に盲学生を除く将来失明の恐れのある方も対象としています。

年50日の集中講義方式です。

【申請・お問い合わせ】

ヘレン・ケラー学院 新宿区大久保3-14-20

TEL 03-3200-0525 FAX 03-3200-0608

② 盲人ホーム〔障害者自立支援法対象（地域生活支援事業）〕

施設設備の利用及び、あんま・はり・きゅうに関する技術を指導します。

盲人ホームの施設を利用して施術を実施します。東京都の地域生活支援事業として実施されています。

【申請・お問い合わせ】 各盲人ホーム

③ 知的障害者通勤寮〔障害者自立支援法対象〕

職場に通勤しながら、就労及び日常生活について必要な援助や指導を行っています。

自己負担は原則として1割ですが、課税状況等によって減免があります。また、食費については原則として全額自己負担ですが、非課税世帯の場合は減額されます。

【申請先】 福祉サービス支援室 TEL 03-3430-1111

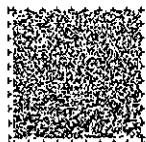
④ 身体障害者福祉工場〔障害者自立支援法対象〕

身体障害者手帳を持っている15歳からおおむね50歳未満の方で、日常生活動作が自立していて、作業能力、働く意欲はあっても、職場の設備・構造や通勤などの事情のため一般企業に働くことが困難な方に対し、障害に応じて働くことが出来るように職場・生活環境が配慮された工場です。通勤困難な方には宿舎があります。

身体障がい者は事業主と雇用契約を結び従業員となり、各種社会保険が適用になります。

【申請先】 福祉サービス支援室 TEL 03-3430-1111

府中職業安定所 TEL 042-336-8909



⑤ 財団法人東京しごと財団心身障害者職能開発センター

障がい者の特性に適応した職業訓練，職業紹介，職場定着指導を行います。

費用負担は，無料です。

【申請先】 心身障害者職能開発センター TEL 03-3202-7285

⑥ 狛江市障がい者就労支援センター

障がいのある方及びその家族等からの仕事に関する相談，仕事に就くための準備や支援などを行います。

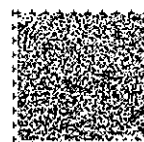
費用負担は，無料です。

【申請先】 狛江市障がい者就労支援センター サポート（狛江市社会福祉協議会）
TEL 03-5438-3533 FAX 03-3430-9779

⑦ 精神障がい者社会適応訓練事業

精神障がいをお持ちの方に対し，一定期間協力事業所において生活指導及び社会適応訓練を行い，職場適応を促すことにより社会的自立を促進します。

【申請先】 都立多摩府中保健所 TEL 042-362-2334



10 文化・レクリエーション・社会活動に参加

① 心身障がい者休養ホーム

障がい者が家族や仲間とくつろげる指定保養施設を利用した方の宿泊利用料の一部を助成します。福祉総合窓口にある申込書を入手後、指定施設へ直接予約して、日本チャリティ協会へ電話連絡を入れて、申込書により日本チャリティ協会へお申し込みください。

【申請先】 日本チャリティ協会 新宿区本塩町1-7 千陽ビル5階
TEL 03-3353-5942 FAX 03-3359-7964

② あいとびあセンタープール

あいとびあセンターのプールを使い、機能訓練やリハビリテーションを行います。

【利用時間】

プール個人開放 高齢者 毎週月・火曜の午前
障がい者等 毎週木曜の午前、第1、3日曜の午前・午後
プール団体開放 福祉団体 第2、4、5日曜の午前・午後

【申請先】 福祉サービス支援室 TEL 03-3430-1111

③ 都立公園施設

手帳の提示により、都立公園施設の個人利用（付添者を含む。）が無料（一部、割引）になります。また、都立公園施設で車椅子の貸出しを行っているところもあります。車で来園する場合には、駐車場が無料で利用できる公園もあります。

【申請・お問い合わせ】 各公園事務所

④ 点字図書館

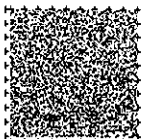
視覚障がい者に、点字図書・録音テープの製作貸出等を行っています。

【申請・お問い合わせ】 日本点字図書館 新宿区高田馬場1-23-4
TEL 03-3209-0241

⑤ 対面朗読サービス

視覚の障がいをお持ちの方に対して、希望の図書を対面朗読します。雑誌・書類等も可能です。

【申請先】 中央図書館 TEL 03-3488-4411



⑥ 障害者週間

「障害者週間」は毎年12月3日～9日までの1週間です。国民の障がい者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化等あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、国、地方公共団体、関係団体等において、さまざまな意識啓発にかかる取組みを行います。

【お問い合わせ】 福祉サービス支援室 TEL 03-3430-1111

⑦ 狛江市民保養施設 子ども・高齢者等健康増進事業

利用日の6ヵ月前から引き続き狛江市内に住所がある方のうち、住民基本台帳に記載されている、または外国人登録原票に登録されている障がい者（児）等に対し、保養と健康増進を図るため、市が契約した市民保養施設（宿泊・日帰り）を利用する場合に経費の一部を助成します。

【申請先・お問い合わせ】 福祉サービス支援室 TEL 03-3430-1111

⑧ 選挙

身体に重い障がいがあり、投票所に行くことが困難な方は、郵送などにより自宅で投票をすることができます。

身体障害者手帳や戦傷病者手帳が交付されている方のうち、「一定の障がいのある方」に限られます。また、この制度を利用する場合は、郵便等投票証明書が必要になります。

その他郵便等投票における代理記載制度もあります。

【お問い合わせ】 狛江市選挙管理委員会事務局 TEL 03-3430-1111

⑨ 成年後見制度

認知症・知的障がい・精神障がいなどのために判断能力が十分ではない方（認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者など）を家庭裁判所が選任した法定後見人が保護します。

市役所窓口・社会福祉協議会（あんしん狛江）にご相談ください。

【相談】 福祉サービス支援室 TEL 03-3430-1111

狛江市社会福祉協議会（あんしん狛江） TEL 03-3488-5603

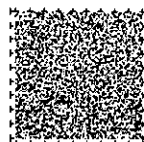
【手続】 東京地方・家庭裁判所立川支部 TEL 042-845-0365

⑩ 地域権利擁護事業

認知症・知的障がい・精神障がいなどのために判断能力が十分ではない方（認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者など）の福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理及び書類等の預かり等を行います。

【お問い合わせ】

狛江市社会福祉協議会（あんしん狛江） TEL 03-3488-5603



1 1 緊急時の対応

① 緊急メール通報システムによる119番通報

東京消防庁では、音声(肉声)による119番通報が困難な聴覚・音声・言語障がい者の方に携帯電話及びPHSからeメールを利用して直接東京消防庁に通報できる登録及び受付を行っています。登録に制限がありますので、相談先にご連絡ください。

【相談・申請先】

狛江消防署 和泉本町1丁目23番10号 TEL 03-3480-0119

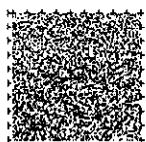
狛江消防署猪方消防出張所 猪方2丁目5番16号 TEL 03-3488-0119

東京消防庁ホームページ <http://www.tfd.metro.tokyo.jp>

② 聴覚障がい者用緊急通報無線システムの貸与

市では、災害時等の詳細な情報の伝達手段として防災行政無線を設置していますが、伝達手段が音声であるため、聴覚障がい者に情報を伝達することができるように、聴覚障がい者用緊急通報無線システムを貸与しています。

【申請先】 安心安全課 TEL 03-3430-1111



12 市内の施設案内

① 市内の施設

障害者自立支援法に基づく、狛江市内の施設についてご紹介します。

	名称	場所	電話番号	サービスの種類
1	ひかり作業所	岩戸南3丁目11番9号	03-3489-6452	生活介護 就労継続支援B型
2	こまえ工房 こもれび	元和泉2丁目35番1号 あいとぴあセンター内	03-3430-4422	生活介護
3	こまえ工房 もえぎ	東和泉1丁目3番17号	03-3430-4422	就労継続支援B型
4	こまえ工房 こだち	西野川1丁目1番8号	03-3488-8115	生活介護
5	ワークイン・メイ	元和泉2丁目35番1号 あいとぴあセンター内	03-3480-8187	就労継続支援B型
6	カレーショップ・メイ	東和泉4丁目1番7号 アイルスデール101	03-3480-3468	就労継続支援B型

② 精神障がい者グループホーム〔障害者自立支援法対象〕

精神障がいのある方が、地域社会において共同生活を営むための生活訓練を通して、その自立を促進することを目的とした住まいです。

【お問い合わせ】

グループホーム朋 TEL・FAX 03-3480-0955

③ 知的障がい者グループホーム〔障害者自立支援法対象〕

知的障がいのある方が、共同生活を通して、地域での自立を促進することを目的とした住まいです。

【お問い合わせ】

いずみ寮 TEL 03-3488-1645 FAX 03-3488-1645

こまえ寮 TEL 03-3430-7619

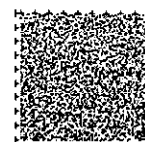
れもん TEL 03-5497-2468 FAX 03-5497-2468

④ 重度知的障がい者通所訓練室（麦の穂）

雇用等の社会参加が困難な在宅の重度知的障がい者に基本的な生活習慣を身につけ、日常生活を豊かに過ごせる為の援助を行います。

【お問い合わせ】

狛江市社会福祉協議会 TEL 03-3488-0294



⑤ 重度身体障がい者通所訓練室（ポンテ）

雇用等の社会参加が困難な重度身体障がい者の自己実現及び自立と社会参加の促進を図るため、日常的な生活活動等の支援を行っています。

【お問い合わせ】

足立邦栄会 TEL 03-3480-2794

⑥ 早期療育訓練あいとぴあ子ども発達教室（ばる）〔障害者自立支援法対象〕

心身の発達がゆっくりであったり、アンバランスであったりする就学前児童が自己を発揮し、その力を高めていけるようにサービスを提供します。

また、心身の発達に停滞やアンバランスのある児童について相談に応じています。

【お問い合わせ】

狛江市社会福祉協議会 TEL 03-3488-0294

⑦ 地域デイサービス

知的障がい者（児）や心身障がい者（児）が通所で利用できる訓練施設です。

通所により文化的活動、機能訓練等の各種サービスを提供することにより、障がい者の自立と社会参加を促進することを目的とします。

【お問い合わせ】

こども教室えるぼ	東野川2丁目1番10-103号	03-3480-2808
スペースえるぼ	東野川2丁目1番10-101号	03-3480-2808
ゆめぼっと	中和泉2丁目10番1号	03-3489-6570
はっぴいハウス	和泉本町4丁目7番27-103号	03-5497-7343
ナナの家	東和泉1丁目27番9号 A-101	03-5438-2773

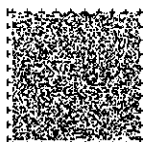
⑧ 地域活動支援センター〔障害者自立支援法対象（地域生活支援）〕

障がい者（主として精神障がい者）の創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進、その他日常生活における支援等を行います。

【お問い合わせ】

リヒト あいとぴあセンター内3F TEL 03-3480-6656

福祉サービス支援室 TEL 03-3430-1111



〈障害に関するシンボルマーク〉

障がい者のための国際シンボルマーク



障がいのある人々が利用できる建築物、施設や公共交通機関であることを示す世界共通のマークです。

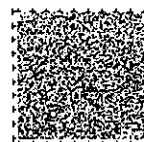
- 関係団体等 : 財団法人日本障害者リハビリテーション協会
TEL 03-5273-0601
FAX 03-5273-1523

視覚障がい者を示す国際シンボルマーク

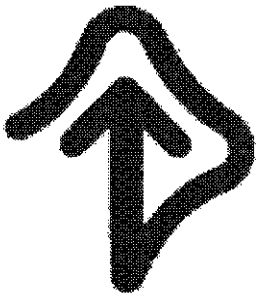


視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物・設備・機器などにつけられています。

- 関係団体等 : 社会福祉法人日本盲人福祉委員会
TEL 03-5291-7885
FAX 03-5291-7886



耳マーク

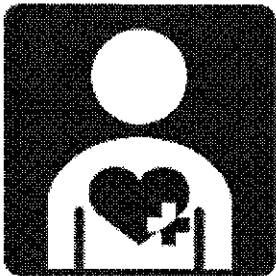


聴覚に障害があることを示し、コミュニケーション方法に配慮を求める場合に使用するマークです。

自治体、病院、銀行などが援助を示すマークとしても使用されています。

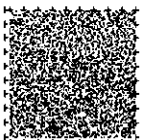
- 関係団体等 : 社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
TEL 03-3225-5600
FAX 03-3354-0046

「ハート・プラス」マーク

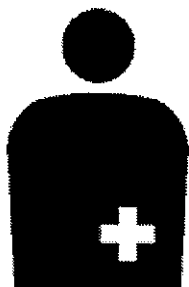


身体の内部に障がいのある方を示すマークです。外見ではわかりにくい内部障がいのある方の存在を視覚的に示すためのものです。

- 関係団体等 : 特定非営利活動法人 ハート・プラスの会
TEL 050-5203-0261
FAX 052-711-0180



オストメイトマーク



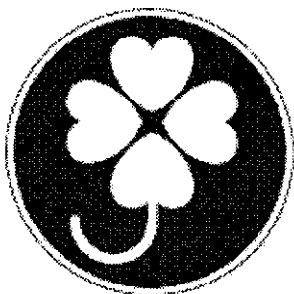
オストメイト（人工肛門・人工膀胱を保有する方）を示すマークです。オストメイト対応のトイレ等の設備があることを示す場合などに使用されます。

○ 関係団体等： 社団法人日本オストミー協会

TEL 03-5670-7681

FAX 03-5670-7682

身体障がい者標識（身体障がい者マーク）



肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示するマークです。

○ 関係団体等： 各警察署

調布警察署 TEL 042-488-0110

成城警察署 TEL 03-3482-0110



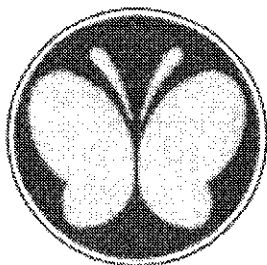
ほじょ犬マーク



身体障害者補助犬法で定められた補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を受け入れる店の入口などにはるマークです。

- 関係団体等 : 東京都福祉保健局障害者施策推進部自立生活支援課
TEL 03-5320-4147
FAX 03-5388-1408

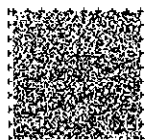
聴覚障がい者標識



聴覚障害であることを理由に運転免許に条件を付されている方が車に表示するマークです。平成20年6月1日の道路交通法改正により、新たに加われました。

- 関係団体等 : 各警察署
調布警察署 TEL 042-488-0110
成城警察署 TEL 03-3482-0110

※ 各マークの詳細・使用方法は、各関係団体にお問い合わせください。



平成 21 年 7 月 1 日現在

狛江市民生委員児童委員一覧表

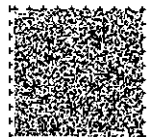
番号	氏 名	住 所	電 話 番 号	担 当 区 域
1	鈴木 紀 夫	西野川1-15-17	3489-7238	西野川1丁目全域
2	武 藤 孝 行	西野川2-8-1	3489-1063	西野川2丁目1～33番
3	福祉	サービス支援室まで連絡		西野川3丁目全域
4	富 永 登美子	西野川4-1-13	3480-5796	西野川4丁目1～13番、和泉本町4丁目11番25号
5	鈴木 サダエ	西野川4-25-3	3480-0392	西野川2丁目34～41番、西野川4丁目14～42番
6	橋 井 節 子	和泉本町1-6-20	3480-4592	和泉本町1丁目1～9番、35番、37番
7	島 崎 洋 子	和泉本町1-36-3-308	3430-2756	和泉本町1丁目36番(セントラルハイツ)
8	野 田 孝 幸	和泉本町1-24-8	3480-2515	和泉本町1丁目10～34番
9	羽 田 ミサト	和泉本町2-30-8	3480-7260	和泉本町2丁目全域
10	鈴木 茂	和泉本町3-34-11	3480-0886	和泉本町3丁目1～25番
11	松 本 和 美	和泉本町4-5-14	5438-4160	和泉本町3丁目26～39番、4丁目1～6、8番
12	安 武 俊 克	和泉本町4-7-5-204	3489-2179	和泉本町4丁目7番1～11号・4丁目10番
13	福祉	サービス支援室まで連絡		和泉本町4丁目7番12～19号・51号・4丁目11番
14	町 田 紀美子	和泉本町4-7-41-201	3488-1766	和泉本町4丁目7番20～23号・41～50号
15	鈴木 いつ子	和泉本町4-7-37-505	3480-4369	和泉本町4丁目7番24～28号・36～40号
16	福祉	サービス支援室まで連絡		和泉本町4丁目7番29～35号・4丁目9番
17	三 角 佐智子	岩戸北1-20-5	3489-4912	岩戸北1丁目全域
18	田 中 麗 子	岩戸北2-9-14	3480-1087	岩戸北2丁目全域
19	曾 我 光 夫	岩戸北4-2-33	3488-1538	岩戸北3丁目1～14番
20	田 中 一 枝	東和泉1-10-9	3480-0864	岩戸北3丁目15～23番、東和泉1丁目1～5番
21	西 山 偕 子	岩戸北4-19-11	3489-1662	岩戸北4丁目全域
22	福祉	サービス支援室まで連絡		東野川1丁目1～11番、31～36番、4丁目14～16番
23	上 田 育 三	東野川1-20-24	3488-3423	東野川1丁目12～30番
24	矢 野 千重子	東野川3-3-3	3480-5803	東野川2丁目全域、3丁目1～14番
25	稲 田 康 子	東野川3-17-3-110	3480-7815	東野川3丁目15～22番
26	高 木 和 江	東野川4-19-6	3488-1145	東野川4丁目1～13番、17～30番
27	栗 山 勉	東野川2-6-20	3430-5827	主任児童委員
28	菅 井 美恵子	和泉本町2-34-12	5497-0699	主任児童委員
29	梅 澤 芙佐子	中和泉1-4-25	3489-3837	中和泉1丁目全域
30	大久保 哲 夫	中和泉2-16-2	3489-1416	中和泉2丁目全域
31	福祉	サービス支援室まで連絡		中和泉3丁目1～30番
32	福祉	サービス支援室まで連絡		中和泉3丁目31～36番、中和泉4丁目全域
33	荒 井 米 子	中和泉5-1-7	3488-0131	中和泉5丁目1～21番
34	福祉	サービス支援室まで連絡		中和泉5丁目22～43番
35	中 川 嘉 保	西和泉2-1-301	042-484-4796	西和泉1丁目1～14番、16番
36	奈 良 順 子	西和泉2-6-301	042-488-9570	西和泉1丁目15番、2丁目全域
37	市 川 衛	元和泉1-12-1	3488-4429	元和泉1丁目全域
38	西 山 美和子	元和泉2-25-13	3480-3497	元和泉2丁目全域
39	佐 藤 まり子	元和泉3-14-11	3488-5780	元和泉3丁目全域、東和泉4丁目5～11番
40	絹 山 登美子	東和泉1-4-17	3489-1181	東和泉1丁目6～28番、2丁目1～5番
41	吉 岡 長 利	東和泉2-17-3	3489-7347	東和泉1丁目29～36番、2丁目6～20番
42	土 本 重 美	東和泉3-8-6	3480-2421	東和泉3丁目全域、4丁目1～4番
43	猪 狩 敬 子	猪方1-3-22	3430-6121	猪方1丁目全域
44	栗 原 静 枝	猪方2-13-18	3489-8134	猪方2丁目5～26番
45	大 野 幸 子	猪方3-5-4	3480-8332	猪方2丁目1～4番、3丁目1～13番、17～19番、21～24番
46	福祉	サービス支援室まで連絡		猪方3丁目14～16番、20、25番～41番
47	伊 藤 和 子	猪方4-1-16	3480-0592	猪方4丁目全域
48	山 本 和 子	駒井町2-29-13	3480-6606	駒井町1丁目全域、2丁目1～4番
49	内 山 章 三	駒井町2-15-7	3480-9924	駒井町2丁目5～36番
50	松 坂 峯 作	駒井町3-15-7	3480-8607	駒井町3丁目全域
51	福祉	サービス支援室まで連絡		岩戸南1丁目全域
52	若 松 博 子	岩戸南2-8-12	3489-7320	岩戸南2丁目1～15番
53	根 石 洋 子	岩戸南3-26-13	3480-8118	岩戸南2丁目16～27番、3丁目13～27番
54	福祉	サービス支援室まで連絡		岩戸南3丁目1～11番
55	神 由 喜 江	岩戸南4-24-23	3489-5093	岩戸南4丁目全域
56	高 畑 節 子	東和泉2-20-18	3489-5918	主任児童委員
57	高 橋 蘭 子	中和泉5-2-34	3489-3731	主任児童委員

狛江市民生・児童委員協力員一覧表

番号	氏 名	住 所	電 話 番 号	担 当 区 域
1	稗 田 トキ子	和泉本町3-34-22	3489-7061 ※	第一地区
2	高 橋 紀 子	東野川3-15-4-816	3488-0816 ※	第一地区
3	高 澤 佐和子	元和泉2-21-14	3480-3368 ※	第二地区
4	松 本 貞 子	岩戸南3-25-13	3480-0346 ※	第二地区
5	長 澤 佳 子	岩戸南4-6-4	3488-5730 ※	第二地区

※ (連絡先) 市役所福祉保健部福祉サービス支援室 (TEL)03-3430-1111 内線2273・2274

※ 協力員への依頼は、上記福祉サービス支援室までご連絡ください。



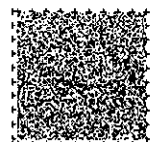
身体障がい者・知的障がい者相談員名簿

身体障がい者相談員名簿

氏 名	住 所	電 話
若山 和子	岩戸北	3489-3165
小川 礼子	岩戸南	3489-0041
並木 ヒロ子	中和泉	3488-2123

知的障がい者相談員名簿

氏 名	住 所	電 話
清水 宥子	猪方	3489-7585
磯 知子	元和泉	3480-2657



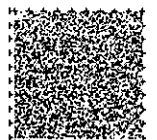
障がい者のしおり 番号 H21-9

平成21年8月発行

編集及び発行 狛江市福祉保健部福祉サービス支援室
東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

電話 03-3430-1111(代表)

庁内印刷 無償



GBOOK01739



* G B O O K 0 1 7 3 9 *

狛江市役所 行政図書